

令和8年度柴田町議会9月会議会議録（第4号）

出席議員（18名）

1 番	平 間 俊 博	君	2 番	山 本 由香里	君
3 番	吉 田 謙 治	君	4 番	大 橋 武 彦	君
5 番	平 間 康 弘	君	6 番	笠 松 均	君
7 番	吉 田 清	君	8 番	小田部 峰 之	君
9 番	安 藤 義 憲	君	10 番	平 間 幸 弘	君
11 番	桜 場 政 行	君	12 番	大 坂 三 男	君
13 番	佐々木 裕 子	君	14 番	高 橋 たい子	君
15 番	広 沢 真	君	16 番	白 内 恵美子	君
17 番	吉 田 和 夫	君	18 番	平 間 奈緒美	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	石 森 靖 明	君
副 町 長	水 戸 英 義	君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 正 人	君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	藤 原 輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊 谷 英 樹	君
財 政 課 長	大 山 薫	君
税 務 課 長	渡 辺 潤	君
町 民 環 境 課 長	犬 飼 美江子	君
健 康 推 進 課 長	小 林 威 仁	君
福 祉 課 長	三 浦 英 明	君
子 ども 家 庭 課 長	天 野 敬	君

農政課長 併
農業委員会事務局長

宮 武 靖 洋 君

商工観光課長

吉 野 真 佳 君

都市建設課長

佐 藤 康 弘 君

上下水道課長

平 間 一 行 君

危機管理監

太 田 健 博 君

技術管理監

関 隆 行 君

教育委員会部局

教 育 長

古 積 裕 一 君

教育総務課長

杉 本 龍 司 君

スポーツ文化振興課長

畑 山 慎太郎 君

その他の部局

代表監査委員

関 場 孝 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

鹿 又 博 文

次 長

伊 藤 純 子

副 参 事

大川原 真 一

主 事

加 藤 峻

議 事 日 程 （第4号）

令和8年9月4日（金曜日） 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

（9） 安 藤 義 憲 議員

（10） 平 間 俊 博 議員

（11） 平 間 康 弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（平間奈緒美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平間奈緒美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番平間幸弘君、11番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（平間奈緒美君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

9番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔9番 安藤義憲君 登壇〕

○9番（安藤義憲君） 9番安藤義憲でございます。よろしくお願いします。

新町長の町政運営を問う。

1）石森町長におかれましては、今後4年間柴田町の町政運営をお願いすることとなります。町民の暮らしの安心・安全のため、生活と福祉を町政に反映させるべく職務に努めていかれることと思います。その思いについて、公約を含め改めて町民に示してください。

2）滝口前町長時に三大プロジェクトとして体育館、図書館、学校給食センターへの建設を示していました。それらのうち総合体育館は完成し、新図書館は建設工事が進んでいる状況です。3つ目の学校給食センターについては用地買収の話をしていましたが、頓挫しているようで一向に前進していません。町長として、学校給食センターの建設についてどのように考えているのか伺います。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 安藤義憲議員から、私の町政運営について、大綱1問ご質問ありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目、今後4年間柴田町の町政を担うに当たり、その思い、公約を含めて改めて町民に示してくださいということでございますけれども、町政運営に対する私の所信については、今回の9月会議の開会に当たり、さきに述べさせていただいておりますが、改めてお話をさせていただきます。

新町長として、人口減少や激変する時代の中、町民が豊かさや幸せを実感できるまちづくりを目指し、町政運営の基本姿勢として次の3つのキーワードを重視し、今後の町政運営を進めてまいります。

まず、1つ目は「町民の皆様とともに創るまち」です。全ての行政区でタウンミーティングを開催するなど、現場の声を町政の中心に据え、対話と実行による信頼関係を築いてまいります。

2つ目は「未来へ挑戦する町政」です。前例にとらわれず、町民のために考え行動する職員を評価する組織風土を築き、よりよい行政サービスを目指して挑戦できる組織をつくります。

3つ目は「持続可能な町政」です。将来世代へ負担を先送りせず、限られた財源と人材を最大限に生かし行政運営を進めてまいります。

この基本姿勢の下、特に重点的に取り組む施策の方向性を5つ掲げます。

まず、1つ目は「子育て・教育環境の充実」です。待機児童ゼロの維持、中学校給食費無償化やゼロ歳から2歳児の保育料軽減の恒久化、仙台大学等と連携した「確かな学力」の育成を進めます。

2つ目は「地域交通と安全・安心な暮らしの確保」です。現状のデマンド型乗合タクシーの検証から、新たな移動サービスの調査研究、そして柴田町に適した利便性の高い地域交通網の構築を目指します。さらに、社会インフラの整備や防災・減災対策の強化に取り組みます。

3つ目は「地域経済の活性化と均衡ある発展」です。道路整備と企業誘致、土地利用の一体化、スマート農業や観光資源の魅力向上により、町全体の均衡ある発展を図ります。

4つ目は「持続可能な行財政運営」です。既存事業や公共施設などについて今後の適切な在り方の検討、デジタル技術の活用による行政サービスの拡充と効率化を進めます。

5つ目は、私がこれからの町政で最も大切にしたい「協働によるまちづくり」です。多様な

主体が知恵と強みを持ち寄る「大きな力」を最大限に生かし、「夢」や「希望」が形となり、活気に満ちあふれた柴田町の実現を目指してまいります。

以上、誰もが町政に関わっていただきながら、「柴田町に住んでいてよかった」と心から思えるふるさと・柴田町の実現に向けて、果敢に挑戦してまいります。

2点目、給食センターの建設についてでございますが、これまで本町では、令和5年度に学校給食センター建設等整備推進本部を立ち上げ、新学校給食センターの建設を軸に検討を進めており、令和8年1月28日の議員全員協議会において、新学校給食センターの計画概要についてご説明いたしました。

内容については、将来の児童生徒数の推移を考慮し、調理能力を1日当たり2,500食に設定、敷地面積は約5,000平方メートル、延べ床面積は約2,000平方メートルを想定し、衛生管理基準に基づいた調理環境の確保を目指すものです。

建設候補地につきましては、槻木地区を優先して調査を進めることとしております。

今後のスケジュールについては、令和8年及び令和9年度に基本的な考え方及び建設候補地を検討し、令和10年度に基本計画・基本設計、令和11年度に実施設計を行い、令和12年度から建設に着手できるよう、町の財政状況を注視しつつ、進めていくという旨を説明いたしました。

現段階では、具体的な候補地は決まっておりますが、柴田町が想定している調理能力や敷地面積等、同等の施設が6月に亘理町で竣工されたことから、給食センターの職員が施設内が拝見できる7月29日に現地視察を行い、調理室など施設規模について確認してきたところです。

今後は、建設候補地並びに建設に向けた詳細な部分も含めて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。この町民に約束した公約を実現すべく、職務に努めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

さて、最優先課題として町長は、子育て・教育環境の整備を打ち出しております。町が一体となって子どもたちを育む決意の下、環境整備を急ぐとしております。幼児期、小学生、中学生、高校生、障がい者と、子育てといっても幅広いものがあります。これらの子どもたちに対しての環境整備とは、どのようなものを考え、どのようにしていけるか、お伺いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 今回申し上げております子育て世代の充実、まず中心に据えたいのが、

中学校の給食費の無償化を進めていかなければいけないと思っております。これは、単に学校の給食費を無償化にすることだけではなくて、やはり小学校の給食費の無償化は、これは国の施策によって進められまして、もう現に進めているところでありますし、また、中学校が間が抜けていて、今度は高校の授業料の無償化、これは進めてあります。

先ほど言いましたように、中学校だけスポットで空いている。その中、特に義務教育9年間で、後半3年間の給食費、あるいは学校に係る、教育に係る費用についての国の手当てがない中において、また、県内の他自治体においてもそういった同様の給食費の無償化が進んでいる中において、柴田町内においてもこれはしっかりと進めるべきであろうと考えておりまして、今回、給食費の無償化、これはただ、すぐに今日明日でできるものでもございません、約5,000万円ほどの予算、恒久的な予算が必要になりますから、これは答弁でも申し上げましたとおり、恒久的な財源の見通しをつけながら進めていかないといけない、こういったところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。給食の、小学生は国の施策の中で無償化になったということでございます。じゃあ中学校はというと、そのとおりに有償化のままでいっているということで、保護者の負担を考えると、そして家族のことを考えると、上の子は有償だが下の小学生の子はただだということ、1つの家で有償と無償になってしまうということを考えると、保護者の負担軽減というのはどうなるのでしょうか。その辺のところ考えてあれば。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 小学校の給食費の無償化につきましては、国の施策で行われているところでございまして、これが仮に町の施策、独自の施策としてまず小学校だけというのであれば、安藤議員の今のご指摘は当てはまるのかなと思いますけれども、今現在、小学校の給食費については国の無償化であります。中学校については、それぞれの自治体の判断の下で、一般財源で、自主財源で行っているところでございますので、これは保護者の負担の、例えば小学生のお子さんをお持ちの方と、小学生のお子さんと中学生のお子さんとそれぞれ負担する、しないとあるのは、それは現実としてあろうかと思えますけれども、ただ、それは町の責任においてそういった今現状になっているわけではないということをご理解をいただければと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安藤義憲君） 話としては受けましたが、小学校の無償、中学校の有償ということで、これはもう、保護者の負担のことを考えると、同時に無償化に進めていくべきものではないか

なと思うところでございますが、中学校の無償化というのは、やはり国の施策が変わらなければ今のままでいくと理解してよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 安藤議員も私と同じ思いだとは思いますが、本来であれば国が、小学校、中学校、義務教育の中で給食費を、提供している義務教育の中であれば一体的に支援するというのが第一義的だろうと考えるところでありますけれども、ただ一方では、現実としては小学校の無償化しか今進んでいないところであります。

町民の皆さんと、今回、私はお約束をさせていただいたわけですから、先ほども申し上げましたとおり、財源の見通しを立てた上で、また、その制度が単年度あるいは数年間だけの制度にならないように恒久的な財源の見極めもつけて、これは制度化をまずは町でしていかなければいけないとは考えますが、ただ一方で、冒頭にも申し上げましたとおり、これは国としてですね、ただの子育て政策の競争の一つではなくて、国が一体として子どもたちを育てていくんだ、あるいは給食という一つのコンテンツの中で食育も含めて一定的に進めていくんだということであれば、国に対して町として要望できることはしっかり要望して、国が一体となって、国が責任を持って取り組むべき課題であるということによって要望等はしていきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。責任を持って取り組んでいくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、学校給食センターの件でございますけれども、昭和56年に完成してから45年余り経過しておる状況でございます。その間、屋根とか調理場とか修理・修復、あるいは調理器具の新調なりリースなりで多額の費用をかけて今に至って、新しい学校給食センターが立ち上がり、稼働するまでの間、この四十五年、六年という間で傷んだところを修理・修復して、これから、先ほどの答弁の中にありましたように、令和12年度を一つの目安として計画されているということでございますが、それまでの間、建物、調理器具等々、これらはまた修理しなければならないというような状況にならないとも限りません、なるかもしれないということでございます。

当然、子どもたちの給食を休むというようなことはあってはならないことございまして、今までも長期の休み期間中、夏休みとかそういう長期の休みの期間を利用して修理・修復していたというのはありましたわけですが、この状況の中で、この建物の現状の中で、令和12年度というものを待つことなく、一年も早く建て替えようとするような、その計画を見直す

というようなことはありませんでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 新しい給食センターの建設に向けては、町としても今着々と進める検討を始めているところですが、令和12年度前に、安藤議員がおっしゃる、いわゆる前倒しで着手できないかと。やはりプロセスを考えれば今のところ、まず当然、財源の問題もありますし、着々とそのプロセスの全体的なスケジュールを考えれば、早くても12年度になるのかなと。

ただ、12年度に着手といっても、町としての方針、ありますので、財源としっかりと相談させていただきながら、当然、一日も早く着手できればいいのかなと。そこは、今後の見通しもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。そういうふうな状況の中なんですけれども、建て替えようとする建設基金、これ、4億円余り今のところ積み立ててあるということでございますが、実際建て替える時期に入る令和12年まで、この積立額がどのくらいまで積み立てられるのでしょうか。

増やせばね、増やすだけで、要は町債、借金が小さくなって、町のほうもある部分楽になるのではないかなという思いあるんですけれども、4億円が、例えば毎年毎年何千万なり何億円というものを積み立てていって、建設資金、予定している、12億円でしたか、その額を少しでも、借金を少ない額に下ろしたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 基金でございますけれども、学校給食センター建設等整備基金ということで積立てを行っております。今のところは、建設のみではなくて、例えば現行の給食センターの維持とか、そういったものにも基金は活用させていただいております。その上で、ふるさと柴田応援寄附金等で指定があったものについては、毎年度積立てを行っているところであります。

基金ですね、なるべく積立額が増えるようにしていきたいと思うんですけれども、将来的に新しい学校給食センターを造る際に、基金は活用していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。積立てを増やしてくださいというのは、一つ、

建物だけではなく、建設、建てようとしている土地、槻木地区というふうな話でございますが、その建てようとしている土地の地盤、軟弱地盤ということはあり得ないでしょうか。もし、軟弱地盤であるならば、地盤改良のために建設する予定額以上のものがかかってくるわけでございますから、そういう意味でも増やしたらどうなんだろうかなんてという思いでお話しさせていただきました。どうなんだろうかな。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） まだ場所は決まっていないのでね、槻木地区というだけで、軟弱地盤かそうじゃないかというのは、当然、想定できないということでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） おっしゃるとおりでございますが、ただ、そうなったときのために、その場所がそういう場所であるならば、当然、予定していた経費以上のものがかかるということでございますので、その辺のところ、含み置きながらやっていただければと思います。

それで、まあ、言ったような、私お話ししたような点が、何も問題がなく計画どおりと、予定どおりに進んでいったとして、槻木地区に学校給食センターが立ち上がったとして、給食を配送して、槻木から、言ってみれば柴田町の、端から端と言うと語弊がございますが、槻木から西住の小学校に行くまでの給食を配送する時間等を考えると、冬場なんかはちょっと冷めて、冷たいというんじゃなくちょっとぬるいような、温かくない給食を食べるようになるのではないかなと思うんですが、そういうふうなところは考え過ぎなんだろうかな。どうでしょう。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 当然、温かいのが一番、こしたことがないと。今、どこになるかというのはまだ全然決まっているわけではないですし、槻木地区から西住まで1時間も2時間もかかるような場所でもありませんので、学校給食は作って喫食するまで大体2時間以内と、それが一応定められておりますので、町内の箇所であれば、今の現状では十分温かい給食が食べられるとは考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。全く考えをがらっと変えまして、町で給食センターを設置することなく、民間に全く丸々預けるというようなことは、考えの中に入れることはできませんでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 昨日、山本議員の答弁の中で少し触れさせていただいたんです

けれども、デリバリー方式といって、いわゆる民間の事業者が、例えば関東とか政令指定都市であると、結構面積も大きくて学校数も多いところというのは民間から、工場をちゃんと造ってですね、いわゆる好きなものを注文して、保護者が好きなものを注文して配送している地域もあることはあります。

ただ、そこにはやはり、まあ、欠点と言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけども、ばらばらに注文することによって、公平公正な給食、お弁当が食べられないとかですね、保護者の負担も増になる可能性がある。そういったところを総合的に考えて、それは令和の初期の段階であったんですけども、結構、政令指定都市でも、そういう方式を取ったところから、いわゆるセンター方式に切り替えようという議論もされているのが現実だと。

では、今、安藤議員が言った、宮城県、いわゆる柴田町でそういう方式が取れないかと。一つの選択肢、手法としては検討はして、具体的な検討はしておりませんが、現実的に幾つかの業者に問い合わせたところ、まず造る場所がないと、工場がないと。工場があったところで、今、柴田町には1日2,600食近くの給食を提供しているわけですけども、2,600食で果たしてその工場自体が経営ができるかという、そういった難点もあるということから、なかなかデリバリー方式を採用するのは難しいんじゃないかという回答も得ております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） 私、確認していないんですけども、たしか何日前とか、企業版のふるさと納税の件で、河北新報の記事の中に亙理町の業者が表彰されたような記事が載っていた記憶あるんですけども、実際に亙理町でそういうふうなことをやっている業者さん、あるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） ちょっと私は把握しておりませんので、もしそういう業者があるのであれば、情報提供としては頂きたいなと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） ありがとうございます。まあ、もう決まっていることかもしれませんが、当初予定して交渉しておりました船岡のあの予定地、買収予定しているところは、改めて再交渉ということはあるんですかね。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） 総合体育館の隣の土地のことだと思いますが、令和4年度に交渉しまして、現在は中断中です。ここに来て、槻木地区に給食センターを建てられるかという構

想が出てまいりましたけれども、またそれもやっぱりこれからの話なので、再交渉というよりも今の、中断しているんですけれども、今の関係性でしばらくは続く見込みでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） 確認します。話は中断しているということで、槻木地区に建てようとしているのと合わせ、考え合わせながら、もしかしたら再交渉もあり得るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） まあ、交渉は、ないとは言えないですね。ただし、交渉中断に至っている理由がどうしてもこの金額でございますので、それはやはり慎重に考えないといけないです。交渉するにしても、町として先方様の提示している金額で交渉するのかとか、そういったことが今のところは課題でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○9番（安藤義憲君） その場所だと、ちょうど中心部という、中央部というか、そうすると槻木の小学校であれ、中学校であれ、西住小学校であれ、ちょうど大体真ん中辺になるから、あの辺だと一番いいと思って多分話進めたんだけど、なかなかうまくいかなかったというのじゃないかなと思うんですけれども、できれば話を進めていただきながらですね、あのところに設定されたらどうかななんて思いながらおるところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

新町長には、この4年間、柴田町のためによりしく活躍されることをお祈り申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平間奈緒美君） これにて9番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時10分再開いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時10分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番平間俊博君、質問席において質問してください。

〔1番 平間俊博君 登壇〕

○1番（平間俊博君） 1番平間俊博です。大綱1問、質問します。よろしくお願いします。

町道の現在の維持管理方法は。

町民の生活にとって、道路は最も身近な公共インフラの一つです。通勤、通学、買い物、通院、農業など、町民の日常生活のあらゆる場面で町道が利用されています。

本町ホームページにおいて「道路や側溝が壊れていたら」として、道路パトロールを実施するとともに、町民から道路の穴や凹凸、側溝やガードレールの破損などの情報を受け付けています。これは、道路の安全確保という観点から非常に重要で素晴らしい取組だと考えます。

一方で、道路は日々、自動車や歩行者の通行、降雨、降雪、地震などの影響を受けるため、時間の経過とともに舗装のひび割れや陥没、側溝の破損、路肩の崩れなど、様々な劣化が生じます。しかしながら、町道の総距離はデータによると345キロと非常に長く、すべての道路を同時に修繕することは、財政的にも人的にも困難だと思います。だからこそ、限られた財源の中で、どの道路を優先して修繕するのかという明確な基準が重要になります。通学路、高齢者が多く利用する道路、緊急車両の通行に関係する道路、損傷の大きい箇所、また、人命に危険が及ぶことが明確な道路は、優先順位を高くする必要があると考えます。

例えば、町道葉坂11号線は人口減少や少子高齢化が進む中でも今なお地域住民にとって通勤、通学、農業利用や、県道にアクセスするための重要な生活道路であり、1級路線にも認定されています。ほ場整備にあたり道路の拡幅が行われていますが、広範囲にわたって、砂利敷部分、雑草が生い茂っている部分、泥や水溜まりでぬかるんでいる部分、段差が大きい部分があり、未完成と言わざるを得ない状況ではないでしょうか。現地を再度確認いたしましたところ、目に見える箇所が潜在ではなく明確になっています。また、周辺地域の住民にお話を伺ったところ、危険な状況が過去にも数多く確認されており、町にも何度か要望を出しているが改善はされていないということでした。

柴田町では、人口減少や経済規模の縮小が危惧される中、今後ますます限られた財源を有効に使っていくことが求められます。その一方で、道路などの社会インフラは、町民の生活を守るために欠かすことができません。

そこで、次の点について質問いたします。

1) 町道の舗装、側溝、路肩、法面、ガードレール、道路標識、橋梁などについて、どのような基準と頻度で点検を行っているのか。

2) 現在、町民から年間どの程度の道路損傷・修繕要望が寄せられているのか。また、町民から受けた後、現地確認、危険度の判断、応急措置、修繕実施まで、どのような手順で対応し

ているのか。

3) 道路パトロールは、年間を通じてどの程度の頻度で実施しているのか。また、職員による道路パトロールと町民からの通報を、どのように組み合わせて道路の異常を把握し、修繕が必要と認識している箇所についての整理、管理をどのように行っているのか。

4) 町道の修繕について、現在どのような基準によって優先順位を決定しているのか。

5) 町として町道葉坂11号線の現況（舗装を含む）は完成、未完成、どのような認識なのか、また、地域住民からの要望はどの程度把握しているのか。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 平間俊博議員、大綱1問、ご質問いただきましたのでお答えをいたします。

1点目と3点目についてですが、こちらは関連がありますので、一括でお答えをさせていただきます。

町が管理する町道は、総延長約345キロメートル、橋梁数153橋、トンネル1か所、側溝延長約318キロメートル、ガードレール・ガードパイプ約29キロメートルとなっております。この施設を全て定期的に点検するのは困難な状況です。そのため、年間を通して、道路パトロールと町民からの通報対応を合わせて、次のような方法で点検を実施しております。

1つに、都市建設課職員が要望の確認や維持補修作業で現場に出向く際に、舗装路面の状況や、側溝やガードレールといった道路附属施設等の劣化状況や異常箇所の確認を日常的に実施しています。

2つに、道路の環境整備として委託している草刈りや樹木の剪定等の作業をする際に、路肩やのり面の劣化状況の確認を実施しています。

3つに、橋梁とトンネルの長寿命化計画に基づいて、構造物の亀裂、剝離等の劣化度を専門業者に委託して調査する橋梁等の点検を5年間で一巡するよう計画的に実施しております。

この年間を通しての定期的な点検のほか、大雨、暴風、降雪等の際には、町内パトロール班を編成して巡回点検を行い、異常箇所などの把握に努めております。

さらに、学校周辺の通学路を対象に関係機関と合同で通学路点検を実施するなど、様々な視点から点検を行い、安全対策を講じているところです。

これらの記録については、要望受付調書や巡回日誌、委託報告書等により記録し、修繕必要

箇所を整理しております。

2 点目、年間の修繕等の要望件数、修繕実施までの手順、4 点目、道路修繕に関する、基準、優先順位の決定についてですが、令和 7 年度の道路維持に関する年間要望は419件で、毎年400件前後の要望をいただいております。

要望を受けた場合、原則として現場確認を行い、可能な限り要望者と面会をして状況を確認することとしています。さらに、現場確認の際には、公用車に道路の穴などの応急補修用資材や危険箇所の注意喚起をするためのカラーコーンを常備して、早急な対応を心がけております。

早急な対応が困難な修繕箇所については、職員が資材等を使って補修を行う直営作業対応箇所と、専門業者に依頼を依頼する必要がある箇所に分類します。直営作業対応箇所については、必要な資材等を準備し修繕を行います。一方、業者に依頼する必要がある箇所については、補修工法の検討、修繕費の算出を行い、予算の確保ができた後に、入札等の契約手続を経て依頼業者と契約を行い、修繕を実施することとなります。

修繕の優先順位については、人身・物損事故などの重大性、通学路の指定状況、交通量、周辺施設への影響及び劣化の状況等を総合的に判断し、優先順位を決めております。

5 点目、町道葉坂11号線の現状の認識と住民からの要望把握についてですが、町道葉坂11号線の道路区域は、東側の官民境界から従来のアスファルト舗装間までであり、西側の未舗装部分につきましては、ほ場整備事業により農業用水のパイプラインが埋設されている水路用地となります。

整備形式といたしましては、当初は、町道とは別に、並走する形で路面高の低い農道を新たに設置し、パイプラインを埋設する計画でした。しかし、地域のほ場整備協議会から、「水路用地は町道葉坂11号線と同様の高さで、並走して整備してほしい」との要望があったことから、関係機関とも調整し、現在の形状にて計画整備した経緯となっております。

その際、農林水産事業によるほ場整備工事では、水路用地部分は砂利敷きで舗装はできないという点については、ご了解いただいた上で、整備工事を実施しております。

水路用地については、工事年度が早期だったこともあり、碎石の流失や碎石面の陥没などにより路面の平坦性が損なわれている現状については、地域からご要望をいただいております。現在は、まだ、ほ場整備事業期間内であることから、事業施行主体である県には、地域からの要望という形で、今年度中に砂利の補充を実施していただくよう要望しております。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 平間俊博君、再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（平間俊博君） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

まず、橋梁につきましては、5年に1回の、5年間で一巡するように計画的に実施されているということで、了解をいたしました。

それでなのですが、現在の判断で、橋梁につきまして、危険度が最も判定数値の高い場所はどちらになりますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 橋梁の点検の判断基準ということで、現在は4段階で橋梁の健全度を評価しております。Ⅰが健全ということで1番、健全度がⅣになりますともうすぐに対応しないといけないという、1段階から4段階までに分かれております。

現在、区分として、区分Ⅲ、レベルⅢになっているものが1橋ございます。これについては、今年度、その補修をするということで現在工事を進めております。そのほか、レベルⅡの予防保全措置については41橋ありまして、健全と判定されているものが109橋、それから昨年度町道認定をしまして、今後点検を行います船岡駅・槻木駅自由通路の2橋を合わせて、全てで153橋という内訳となっております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（平間俊博君） ありがとうございます。レベルⅢですかね、1か所あるということでしたが、申し訳ありません、確認でございます、こちらの場所はどちらになりますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） こちらの場所になりますが、町道名にしますと上川名4号線にあります、上川名堀2号橋になります。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（平間俊博君） ありがとうございます。1点目、次に移らせていただきます。

町道全域の舗装や、側溝、標識といった附属物の日常点検につきましては、職員の方々が目視や巡回で対応されており、非常に大変なご苦労があるとお察ししております。

しかしながら、町道は、目が行き届きにくい生活道路や、山間部ののり面、側溝も多く存在します。職員の方の限られた人数と時間だけで町内全域の経年劣化をタイムリーに把握するのは限界があるという認識でおりますけれども、そこで、町道全体の点検、全体を対象には行われているのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 点検の方法としましては、町長答弁にもございましたように、職員が現場に赴く際に併せて点検を行っているということで、町域全部、町道に関しては全て通っております。

町長の答弁にもあったように、町内で345キロございます。都市建設課の公用車の走行距離から計算しますと、昨年度、都市建設課では約4万4,000キロを走っておりますので、そうするとかなり、町内の道路としては確認をしているような状況と捉えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。先ほどご答弁の中に、定期的に点検するのが困難な状況ではあるということがございましたが、こちらの改善策といったものは、何かお考えの部分はございますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） ただですね、今回、定期的に町内345キロを、例えば月1回、数か月に1回というような形で回るのが理想かとは思いますが、そうしますと、ふだんの日常の情報要望の際の対応であったり、日常の維持補修という部分がおろそかになってしまいますので、現在はそれと併せた形で町内を巡回しておりますので、現在の形のほうが非常に効率的ではあるのかなと考えておりますので、現在の維持管理方法で今後も継続していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。今のご答弁ですと、現段階のままということでございましたが、道路管理の実効性をさらに高くするために、地域を最もよく知る行政区長さんや町内会、あるいは見守り隊の方々といった地域住民との情報連携の強化が必須と考えますが、こういった連携体制というのは現在ございますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 道路の異常などありました際には、職員が確認をして、そこから修繕を行います。その際には、通行止めなどの規制も伴います。そうした場合には、まず最初に地域の代表である区長さんにこういった情報を共有しまして、ここを直しますというのを密に行っております。

さらに、ちょうど今月、お盆に雨もありましたけれども、そういった災害などがあった際には、当然、町の職員も巡回を行います。地域の区長さんたちもですね、そういった地域の皆様も巡回等を行って情報提供をいただく形を取っておりますので、お互い、修繕する場合には

情報提供をする、何か異常があった場合には都市建設課に情報をいただくというような形で情報共有は行っております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。今のご答弁ですと、そういったものが、お話の中ではあるが、連携される体制やシステムというものは今のところないというご認識でよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 改めて書面等でそういった取組を締結とかしているわけではなくて、これまでの慣例に従って情報共有をしているというような状況でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） 内容は承知いたしました。もし、もしですね、連携の体制というものが構築できるのであれば、ご検討をいただければいいのかなというところでございます。

次に、2点目に移らせていただきます。2点目と4点目が同じ回答というところで進めさせていただきます。

年間の通報件数、事故につながる危険箇所の迅速な応急対応について、まずは感謝を申し上げます。

一方、地域住民の方々からは、「道路の損傷や陥没の通報をしたが、今後どう対応されているのか進捗が見えない、状況がうまく伝わっているか不安だ」といった声をいただくことがございます。通報から対応完了までのプロセスが、例えば見える化といったものが課題かと感じますが、現時点でこういった検討案というものはございますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 見える化ということのご質問ですけれども、まず、都市建設課には年間400件を超える道路に関する情報、要望等がございます。その半数については、職員の直営作業で対応をしているところでございます。要望を受けた際には、原則として、その要望をいただいた方と面談して現地を確認するように職員には徹底しているところではございますが、中にはお会いできない方もございます。

例えば、道路の穴なんかがあった場合には、常に常備しております常温合材で早急な補修等を行うところなんです、その後、電話等で連絡などもする場合がございますが、中には連絡も取れずに修理を完了している部分もございますので、全てを連絡する方法でやっていきたいとは考えておりますが、連絡が取れない場合、なかなか完了をお伝えすることができない部分

があるのかなとは考えております。

そして、その400件全てを、例えばホームページ上に修繕した状況を載せるとかですね、そういった形で見える化をするのは労力的にも難しいところがありますので、代表的な部分を、修繕したというような形を周知していければなとは考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ご回答ありがとうございます。400件中200件というところではございました。約半数というご回答をいただいておりますが、あとの半数はどういった内容のご要望が寄せられているのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 先ほど、半数が直営による作業ということでご回答させていただきましたが、残り4割くらいが予算措置をして業者依頼して対応するというものになりました。残り5%くらいというものが、予算措置であったり対応がなかなか困難なということで未処理となっている状況でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） 予算がかかる、そういった等で大きいことになるということは承知をいたしました。

また次に、こういった通報に関するものの内容といたしまして、先進地では町民がスマートフォンなどを用いて現場写真とGPS情報などを送信できるような仕組みの構築や、公式LINEに通報の窓口バナーなどの設置をしているところがございます。これにより、町民はいつでも正確な場所を通報でき、町も現場確認の手間が省け、対応状況を回答できるようになるのではないかと思うところもございます。

本町でも、スマートフォン等を活用した住民参加型の通報システムの導入や、対応状況の透明化に向けた取組を進められないのか、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） SNS等を通じた、アプリ等を通じた通報システムというのは、国道、それから県のほうでも運用を開始しているところでございます。ただ、国、県のシステムを使って町道に関しても情報を提供することができまして、例えばそういったものは国であれば国のシステム、県であれば県のシステムから市町村のほうに情報提供をいただく形を取っております。

町独自では、そういったシステムは構築しておりませんで、直接電話、それからあと町の代

表メールに、それから都市建設課の直接メールに情報提供もいただいておりますので、改めてシステムを構築するというよりは、現在の対面で情報を受けるシステム、それからインターネット、メールを使った情報提供システムということで運用していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ご回答ありがとうございました。

次に、4問目の質問に移らせていただきたいと思います。

優先順位ということでご質問いたしましたが、緊急性、交通量などのリスク、そして通学路などを考慮して総合的に決定されるということでございましたが、柴田町で舗装に携わったことのある業者にお話をお伺いする機会があり、柴田町の舗装は安定処理後の表層という基準になっているため、非常に面倒だというお話をお伺いしました。これは、何を申し上げたいかといいますと、丈夫に仕上がっているということでございます。非常に素晴らしいことだと感じました。

しかしながら、予算に限界がある以上、全ての要望に即座に応えられないことも理解しております。だからこそ、あの場所がなぜ先に直り、自分の地区の道路が後回しなのか、こういう疑問に対し、町民への納得のいく説明ができる客観性と透明性が不可欠かと考えるところでございました。

特に、通学路における児童の安全確保や、高齢者が頻繁に歩行する生活道路のバリアフリー化などは、交通量という数字では測れません。危険度や利用者の属性を数値化して優先度を判定するようなシステムの構築は本町にはございますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議員ご質問のような、数値化をした、そういったシステム等は運用はしておりません。町長の答弁にあったような、まずは現地を確認してですね、それが、1番は人身事故、物損事故等に直結するような、そういった損傷であれば早急に修繕を行う、修繕が難しいのであれば安全対策を行って、後日早めの対応を取るということで、まず対応を取っているところでございます。

ただ、数値化ができないという理由には様々要因がございまして、現場の場所であったり、それから修繕の規模にもよります。それから、それを修繕するための予算が、純粋な単独費で行うのか、起債事業で行うのか、国の補助事業を活用できるのか、そういった様々な財源の理由も絡んできます。そういったものを総合的に勘案しまして優先順位を決めているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。予算が絡むことは大変承知をしておりますが、できる限り、内容がまとまっているだとか数値化してある、そういったもののほうが集計などをしやすい、そう考えておりますので、ぜひご検討のほどをお願いできればと思います。

次、5点目の再質問に移らせていただきます。

まず、葉坂11号線西側の未舗装部分につきましては、ほ場整備等により農業用のパイプラインが埋設されている、水路用地となっておるということでございますが、ごめんなさい、ちょっと不勉強で申し訳ありませんが、道路としての認定ではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 町長答弁の中にもございましたように、既存の舗装されている部分、そこについては町道敷として現在も認定をして供用しております。ただ、今回、ほ場整備の中で水路部分を埋立てして、今、砂利になっている部分ですね、そちらの部分については、ほ場整備で築造された水路用地ということになります。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。待避したりする部分が、一部舗装部分になっている場所がございますが、そちらは道路として認定されているというような認識でしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議員のおっしゃるとおり、以前から待避所として拡張していた部分、そこについては町道ということで捉えていただいて間違いございません。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。また、未舗装部分につきましても、台帳を確認すると5メートルの部分があったりしておりまして、その部分が、そうですね、3.5メートルぐらいの舗装部分と、残りの部分は未舗装、砂利の部分というふうな感覚を持ったのですが、これは私の見違いというか、そういった感じになりますかね。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 私ども、道路台帳ということで台帳を整備しておりますが、その台帳の中でも、舗装部分については約4.7から4.8メートル、5メートル前後ぐらい、舗装部分として範囲がございます。その脇に、ほ場整備前ですと水路ということであつたんですけれども、その部分にパイプラインを埋設して、埋立てをして道路と平たんになるような状況で、

現在は砂利敷きになっている部分が大体二、三メートルくらいの幅があるような状況となっております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） 現地、測っておりますが、ちょっと認識がずれているようでございます。申し訳ありません、もう一度確認をいたしますが、拡幅、今、未舗装になっている部分に関しましては、町道として認定されていないということで、申し訳ありません、もう一度ご確認をお願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 恐らく議員おっしゃるのは、まず認定をされているかということの質問ですけれども、認定については、まず起点と終点、その線で認定をします。その次に道路区域というものを定めておりまして、その区域についてのご質問として捉えて答弁させていただきますと、まず、あの東側の田んぼからののり面があつて、少し路肩、土の部分があります。そこから舗装されておりまして、その舗装までの部分が町道の区域ということになります。

そして、そこから西側の砂利敷きに、今回、ほ場整備で拡幅したように見える部分につきましては水路用地ということになりまして、その部分については道路区域からは外れていると。ただ、一部で待避所のために部分的に拡幅している部分はございますが、その舗装されている部分については、町道の区域ということで区域を指定しているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。認識が分かりました。

でありますと、認定されている幅の中でも未舗装の部分がやや、多分1メートルぐらいあるという、まあ、計測上ではございますが、そういうことになります。その上で、再度ご質問をさせていただきます。

まだ未舗装の部分があるという認識を持った上ででございますけれども、葉坂11号線を利用される町民の皆様、特にバイクや自転車、歩行者などの交通弱者がいらっしゃる。長年にわたり、雨天時のぬかるみ、乾燥時の砂ぼこり、対向車の擦れ違いや追い抜き時に未舗装部分を通行するに当たり、非常に危険で厳しい交通環境の中で、不便と不安、ひいては事故の危険、命の危険も強いられておるところでございます。「いつになったら、全幅、舗装の部分として通れるのか」というのが地元住民からの声でございます。

そこでお伺いいたします。要望があると認識しておりながら放置し続けるということは、安

全配慮の観点から最も望ましくないことだとは考えます。また、現在は水路の工事中に当たり、総重量20トンくらいになる大型車両の往来により路面の著しい損傷の進行も想定されております。もちろん予算や事業化の手続など様々な課題はあると存じますが、当該路線を、今後の道路整備計画、年次計画の中で、どのような位置づけと町はお考えになりますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まず、葉坂11号線の未舗装の部分ということなのですが、必ず舗装の脇には保護路肩という形で舗装を守るための土の部分が必要になってきます。なので、今回ご質問のあった若干1メートルくらい未舗装の部分、土の部分があるというのはその保護路肩ということで、舗装を守るために必要なものとして道路構造令では位置づけをされております。

そして、こちらの葉坂11号線の交通量を調べさせていただきました。ちょうど12時間で二百数十台あって、これを24時間に、国の指数を基に計算すると270台くらいの通行があるのかなと見ております。ただ、今はほ場整備の工事中ということで、3分の1くらいが工事車両ということではありましたが、それを加味しても300台以下で、道路の構造を決めるためには道路構造令、それから条例でも町道の構造を決める条例等を定めております。通行量が500台以下の道路については、車道の幅を約4メートル、それから路肩を50センチ、50センチ取りまして約5メートルを確保するという位置づけがございますので、それに照らし合わせますと、今4メートル前後の舗装幅がございますので、まずこの幅をしっかりと維持管理していく必要があるのかなと考えております。

先ほど、地元の住民の方が追越しの際というようなお話がありましたけれども、ここについてはセンターラインもない道路になります。今回の道路交通法の改正によりまして法定速度は30キロになりますので、そういった、できれば危険な追越し等はしていただかないように注意していただけるのがいいのかなと思っております。

ですので、この交通量などを加味しますと、それから道路構造令、町の条例などと照らし合わせると、現在の幅をしっかりと維持管理していくという方針で管理していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

では、その認識でございますと、今後、拡幅したと見える部分は、町道として拡幅したというふうな登記といったことにはならないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 先ほどからあります水路用地の部分につきましては、あくまでもほ場整備で整備した用地になりまして、町道とはちょっと分離した形ですね、農道というような扱いもございますので、そういう形で、今後、砂利敷きとして管理していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） ありがとうございます。砂利敷きとして管理していく、農道という認定という認識で承りました。ありがとうございます。

しかしながら、要望がある、そして危険な状況がある、これは紛れもなく事実でございます。そして、それを用いまして、最後に町長にご質問させていただきたいと思います。

石森町長は、当該地域住民からのこういった危機感をどうお捉えになるのか、お伺いいたしまして最後とさせていただきます。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） ご要望については、平間議員がしっかりと現場に赴いてお伺いしてきたことだとは思いますが、答弁の中にあるように、やはり町道として管理をする部分、そして用水路として、また整備の前段階において舗装はできないというような形で、当該のほ場整備に関わった地権者等の皆さんにご了解を得て進めているところでありますので、そういった用途分けがしてあるということをご理解をしてもらわなければいけないのかなというふうにも思いますし、今回の平間議員の一般質問の中でそういったところが明らかになっておりますので、ぜひ、平間議員からもですね、ご要望のあった地区の皆さんに、そういった用途分けがしてあるんだということ、そして舗装がでかかぬ場所であるんだということはぜひお伝えをいただければと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問はございますか。どうぞ。

○1番（平間俊博君） お気持ちありがとうございます。地域住民にもしっかりと、またお会いしてご説明させていただきたいところでございます。

申し訳ありません、最後に、20トンを超える大型車両の往来、これも今、工事中で大分あるようでございます。ほ場整備、水路等の整備が終了いたしました時点でかと思っておりますけれども、再度のこの路線の点検等をまたお願いできればなというところで、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（平間奈緒美君） これにて1番平間俊博君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時5分再開いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、平間康弘君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

それでは、5番平間康弘君、質問席において質問してください。

〔5番 平間康弘君 登壇〕

○5番（平間康弘君） 5番平間康弘、大綱2問、質問させていただきます。

1、企業誘致の現状と政策を問う。

財政の厳しい本町にとって、今、今後町が自分で稼ぎ、自主財源を増やす政策が重要であると考えます。宮城県の令和6年度の市町村別人口1人当たり調定状況を見ると、本町の自主財源である普通税と都市計画税の人口1人当たりの調定は12万3,309円で、仙南2市7町での順位は8番目です。また、固定資産税の人口1人当たりの調定も5万6,255円で8番目です。他自治体との調定差は、法人町民税や企業固定資産税の1人当たりの割合が低いことが要因と考えられます。

人口減少や少子高齢化が進む現在、物価高やそれに伴う賃上げ等の影響により税収自体は増加傾向にあるものの、それを上回るペースで社会保障費などの民生費が膨らんでいます。この状況に対応するには、人口1人当たりの税収（税収基盤）を高めていくことが必要です。その点において、企業誘致や商業誘致は、中長期的に自主財源を確保するための最良の手段であると考えます。

そこで、前回6月会議の一般質問で滝口前町長より答弁のあった槻木小学校北側の工場増設の現状と、石森新町長の企業誘致の取組について質問いたします。

- 1）誘致企業と現段階での交渉状況は。
- 2）誘致企業に対して本町では具体的にどのような提案をしていますか。
- 3）誘致までの課題や問題点は。
- 4）自主財源を増やす取組の中で企業誘致の優先順位と取り組む政策は。

大綱２、白幡橋槻木側に横断歩道と区画線の設置を。

白幡橋は、槻木地区と船岡地区を結ぶ主要な橋梁です。平日の朝は、国道４号バイパスから分岐し工業団地や角田市方面に向かう車両で渋滞する交通量があります。

その白幡橋の歩道には横断歩道がなく、槻木地区の住民や下名生地区、剣水地区の住民にとって、歩行の障害となっています。また、土手沿いをウォーキングやジョギングする方にとっても歩行の支障となっています。

そこで、白幡橋槻木側に横断歩道と区画線の設置を提案します。

では、補助資料を参照してください。

１）町道船迫28号線の交差点へ、横断歩道の設置は可能でしょうか。補助資料の①となります。

２）国道349号線の交差点へ、横断歩道の設置は可能でしょうか。これは、補助資料の②となります。

３）土手沿いへの区画線の設置は可能でしょうか。補助資料の③となります。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 平間康弘議員、大綱２ 問ご質問いただきましたので、随時お答えをさせていただきます。

大綱１ 問目、企業誘致の現状と政策についてでございます。

１点目、２点目については、関連ございますので、一括でお答えをさせていただきます。

現在ご相談をいただいている企業について、現時点で具体的にお答えすることはまだできませんが、これまでに何度か情報交換などはさせていただいております。６月会議の中でもお答えいたしました。用地については、町が地権者から取得し、造成後に企業に売却することが方法の一つとして考えられることはお伝えをしております。

また、県及び町における助成金などの優遇制度の情報提供や従業員の確保、道路・上下水その他の企業立地に必要となる環境整備などへの協力を惜しまないことをお伝えをしておりますが、特に用地造成に係るスキームについては、関係者との調整が必要であると考えています。

引き続き、企業とは最新の情報を共有できる良好な関係を保ち、県担当者とも情報共有を図りながら、早い時期に誘致が現実のものとなるよう企業の動きを注視し、私自らもトップセールスを行い、積極的に関わっていきたいと考えております。

3点目、誘致までの課題や問題点についてですが、地権者との用地取得の交渉や用地取得及びインフラ整備などに係る費用、誘致に当たって、農地法や工場立地法などの法適用に基づく規制関係の精査の課題などが考えられ、造成までに相当な期間を要すると思われますが、誘致が現実のものとなった際には、一つ一つこれらの課題を解決しながら、誠意を持って対応していきたいと考えております。

4点目、自主財源を増やす取組の中で、企業誘致の優先順位と取り組む政策についてですが、町の自主財源の主なものとして、個人町民税や法人町民税、固定資産税などの町税やふるさと納税などがあります。企業誘致は、企業社屋や土地などの固定資産税、企業の進出を機に従業員が町内に住居を構えた場合には、住宅の固定資産税のほか、個人町民税の増収なども期待できると考えています。これらのことについては、地域の活性化にもつながることからも、これまでよりもフェーズを上げて取り組むべき政策の一つとして認識しております。

今後、町内工場等連絡協議会等との連携や、各種セミナーへ積極的に参加するなど最新の情報収集を図ることや、県と連携した企業誘致活動を推進すること、さらにトップセールスなどにも取り組んでいきたいと考えております。

大綱2問目、白幡橋槻木側に横断歩道と歩道ラインをについてでございますが、1点目、2点目、3点目につきまして、関連がありますので、一括で答弁をさせていただきます。

初めに、町内に設置されている交通安全施設のうち、信号機、横断歩道、速度規制や一時停止規制などの交通規制に伴う道路標識・道路標示につきましては、宮城県公安委員会が所管し、設置及び管理を行っております。このうち横断歩道の設置に当たりましては、警察庁の交通規制基準に基づき、宮城県公安委員会が総合的に判断して決定されるものとなります。

本件に関し、大河原警察署に確認いたしましたところ、横断歩道の設置条件として、横断歩行者数が極端に少ない場所や歩行者が安全に待機できるスペースのない場所については、原則として設置しないものと規定されております。また、信号機のある交差点に横断歩道を設置する場合には、宮城県公安委員会において歩行者用信号機を設置できる場所の確保が可能かどうか必要条件となります。

そのため、ご提案の設置案①及び②に横断歩道を設置するためには、単に白線を施工するだけではなく、歩行者の滞留スペースの確保に加え、宮城県公安委員会による歩行者用信号機の設置が可能かどうか重要な条件となります。さらに、設置案③の歩道ラインの引き直しにつきましては、国が管理する河川管理用通路であることから、河川管理者との事前協議が必要となります。

当該交差点は、国道４号、県が管理する国道349号、町道船迫28号線及び河川管理用通路が交わる複雑な構造となっております。このため、国道、県道、町道、河川の各管理者がそれぞれの管理範囲において、滞留可能な歩道を一体的かつ同時期に整備するとともに、宮城県公安委員会において歩行者用信号機の設置場所が確保され、横断歩道設置が認められるよう協議を重ねる必要があります。これらの基礎整備を進める上では、河川敷地に関わる国との協議をはじめ、関係機関の間で幾重もの調整や手続を経る必要があることから、現時点において直ちに横断歩道を設置することは非常に困難であると認識しております。

町といたしましては、歩行者の安全確保は極めて重要な課題であると受け止めております。しかしながら、こうした安全基準や多大な物理的制約が存在する以上、当該箇所が整備すべき優先度の高い地点であるかにつきましては、歩行者の交通量や過去の事故発生状況などを踏まえ、総合的に見極めながら、引き続き関係機関と協議・調整を行ってまいります。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 平間康弘君、再質問ありますか。

○５番（平間康弘君） では、まず、大綱１問目の１）について質問をさせていただきます。

まず、今回、石森新町長、新たに新町長になりまして、前町長の滝口町長とはいろんな形で引継ぎが行われていたと思うんですが、まず、現段階での、誘致できるかもしれない企業との引継ぎというのは、どういった引継ぎになっているか、教えてください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 答弁でもお答えをさせていただきましたが、例えば造成用地であれば一つの手段としてというご提案でございますけれども、町が地権者から土地を取得して、造成後に企業にお買上げをいただくということが一つであるということをご提示させていただいているということは、引継ぎの中で承っておる事項でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○５番（平間康弘君） まず、その事務的な引継ぎというよりも、対人との引継ぎ、その企業の責任者とかそういった方なんかは、もうある程度、顔の引継ぎというか、そういったものはされていますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 先月お会いをして、実際に具体的なお話はさせていただいてはおりませんけれども、就任のご挨拶と、前町長からの引継事項の内容については確認をさせていただいたところであります。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） こういった聞き方もどうなのかと思いますが、そのときのニュアンスとして、果たして可能性はあるものなのかどうか。その辺のところをちょっと、ニュアンスってお伝えできないでしょうか、教えてください。（「 で」の声あり）はい。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 私の直感といいますか、感覚としては、町内にぜひどこか求めたいというような意向は強いように感じておりますが、様々な企業内での条件等のすり合わせもごさいますでしょうかから一概には申し上げることはできませんが、私の率直的な感想としてはそのような状況でありました。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 前町長がお会いしたのが今年の1月ぐらいということでちょっと聞いてはおりますが、それから結構大分期間がありますので、確かにこれ、本社決裁の必要な項目というのも聞いてはおりますので、その辺はもう常に途切れない営業をしていただけると。私のほうからも、ぜひともお願いしたいと思います。

では、まず、2）について、企業誘致に対して町では具体的な提案をしているかということなんですが、前回6月会議で聞いた中では、一応、町がある程度全て用地を買い上げて、造成をした後にその企業さんにどうも売るというお話を、ざっくばらんな、ざっくりとは概要は聞いてはいるんですが、その辺の詳細の内容を教えてください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 今、平間議員おっしゃったとおり、先方には、町のほうでまず土地を地権者から購入して、そして造成をした時点で売却するという、そういうお話はしておりました。それ以降は、ちょっとまだ進捗はしていない状況です。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） もう少し突っ込んだお話なんですが、具体的に今どれぐらいの敷地面積と、大体それに係る費用というのが、概算でもいいんですが、その辺の金額って分かりますでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 面積としましては、すみません、ちょっとお待ちください。

先方からは、大体1.8ヘクタールぐらいということ、情報を受けていまして、金額的にはちょっとまだ積算はしていないところです。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） では、また同じ、3）の誘致の課題や問題点なんですけど、この企業を誘致するに当たり、こういったことが障害になっているのか、詳細なところをちょっと教えていただけると助かります。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 現時点でまだ、購入する、企業が来るというのは確実ではないんですけども、造成に当たりましては、まず地権者からの用地の売却ですね、地権者の皆さんにご説明をしてご理解をいただいて、造成できるかどうかというのを検討していかなければならないというのがまず一つあります。

購入できるとなった場合には、農地ですね、転用だとか法の規制もございますので、そちらを解除する必要もございます。あと、何ととっても資金ですね、先ほどもお話ししましたけれども、用地取得、あとインフラ整備などに係る費用もかかってくるので、そちらも課題となると思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 前回、ちょっと破綻となってしまったとある企業さんの問題として、誘致する場所の地盤が弱いというところが今まで大きな問題になっていたようですが、今回、その辺の地盤に対しての心配事というのは、何か懸念されることはあるのかなのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 地盤に関してということのご質問でしたので、槻木地区に関しましては、今現在進めている町道四日市場1号線の関係で地質調査なども行っております。そのデータなんかを見ますと、やはり軟弱層の地盤が確認されておまして、例えばあの道路を造るにしても軟弱地盤対策が必要になってきます。

先ほど商工観光課長が答弁した、例えば1.8ヘクタールという大きな面積を造成するにしても、何かしらの地盤対策が必要になってきますので、その部分の費用というのは、今後、実際の対象地のところの地質調査を詳細に行って、どれくらいの対策が必要かというのを今後調査していく必要があるのかなと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） ちょっとこれは極端な方法なのかもしれないんですけど、企業誘致するに当たり、まずその土壌を、土壌改良をして地盤を固めなきゃならないということであれば、ま

あ、これはまだその企業さんが来るか来ないかは分からないにしても、言ってみると、盛土の状態で地盤改良をすると、やっぱり道路工事のように物すごい年数がかかってくると思うんですね。そうすると、決まったからそれから盛土をスタートするのでは、誘致までに物すごい年数がかかってくる状況になると思うので、先に、先にこれを盛土して、そこを造成するような対策方法を取るというような考えはないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議員おっしゃるとおり、軟弱地盤対策には確かに時間を要します。ただ、その時間を短縮するための工法等もございまして、ただ、やっぱりコストとの比較検討が必要になってきます。

ただ、今回、工場の進出が確実に決まったということであれば、そういった投資をして十分な対策を行っていくのが、ミスがないというか、そういった手続にはなるかと思うんですけれども、まず方向性がしっかり固まった上で、そこから工場の始業等の時間までの期間を想定して対策方法を検討していく必要があるのではないかなと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 今回の石森新町長の所信表明演説で、企業誘致などを一体的に捉え、将来の地域の発展につながる取組を進めていく方向性が示されましたが、例えばこれから誘致、今営業をかけている企業というわけではなく、今後、誘致の具体的な進め方や方法といったものの、何か具体的な形で案はありますでしょうか。新町長に質問いたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 先日も、東京で開かれました企業立地セミナー、これは宮城県の主催のセミナーでありましたけれども、そこにも私自ら出席をしてPRをしてまいりまして、何社かの企業担当者ともご挨拶をさせていただきました。そういった機会を捉えながら、もちろんトップセールスも含めてですね、直にお伺いすることも含めてやっていきたいとは思いますが、やはり2匹のウサギを追って1匹も捕られないようではちょっといけませんので、やはりまず今興味を示していただいている企業さんにさらに強いアプローチをして、現実のものとなるようにしたいと考えております。

そういったところで言えば、担当課には、今年中に私が直接しかるべき立場の方のところに出向きまして、直接お話をさせていただく機会を調整するように今指示しているところでもありますので、これまで以上にギアを上げて進めていければなと思っております。早い段階でもしニュアンスがつかめればですね、平間議員おっしゃる、ご提案がありましたとおり、用地の

買収の検討も含めて進めていかなければいけないかなと思っています。

ただ、今予定地としている、我々として候補地としている土地は、あくまでもまだ人様の財産でございますので、勝手にそこだということでやるわけにもいかないものですから、やはり順番を踏んでやっていく、これが必要なのではないかと、丁寧に進めていくことがやはり必要ではないかなと思っているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 私が昨年からもう口を酸っぱくしている企業誘致の件なんです、これ、執行部の方にもちょっと分かっていたきたいんですが、今回の人口1人当たりの調定状況、これを県の資料から引っ張り出してきたとき、えっと、柴田町ってこんなに低いというのが私ちょっと実感したところで、2市7町で人口1人当たりの調定状況が一番高いのが何と七ヶ宿町なんですね。七ヶ宿町は、人口がちょっと少ないというのもあるんですが、1人当たりの調定額が40万4,648円、柴田町の調定額に比べると、もう3倍以上のような調定額になっています。

ひとえにこれは何かというと、当然、七ヶ宿町はダムがあって、ダムの、まあ言ってみたら家賃が入ってくるのでその辺をカバーできているんですが、この柴田町自体はそういったところが非常にちょっとやっぱり、法人住民税とかそういった企業に関わる税収が非常に少ないというのが一番の、町として今後考えなければならない問題なのかなと思います。

そこで、こういった企業誘致の考え方について、私としては、今ちょうど商工観光課の中で進めている事業の中で、観光事業というよりも商工事業のほうに軸足を移して政策を持っていってもらえないかなというところが、私としてのこれからの、今後の執行部に対するお願いではありますが、その辺で、商工と観光、今の状況でどちらを優先する執行部の考え方となっているでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。では、副町長。

○副町長（水戸英義君） 「どちらを優先する」というのは、適正な言葉なのかどうかということも甚だ疑問なんです、今やっている観光政策で十分に、例えば町外からたくさんのお客様がいらしたりとかですね、おろそかにできない部分もたくさんありますし、企業誘致という点ではそちらもまた重要だということでもありますので、どっちも重要だというお答えでお答えさせていただきます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） すみません、ちょっと今、極端な、無理な質問をさせていただいたので、

その辺は多少修正させていただきます。

どちらも重要で、どちらも進めていかなければならない事業ではありますが、どちらが今後20年の間に収益が上がっていくかということをちょっと、その辺をもう少し考慮いただいて、今後の政策にある程度検討していただきたいなと思います。

では、続きまして、大綱2問目の白幡橋の件ですが、こちらについては、私の先輩やOBの議員さんの方々からも何度か昔から質問させていただいている案件ではあると思うんですが、私も正直言いまして大河原警察署にこの件を聞きましたら、やはり町民の方から同じようなこういった要望はいただいているというようなお話を聞きました。

確かに今回、県も国も、それと町も絡む、ちょっと非常に難しい場所なので、大河原署の方も、どうしたらいいかという結論は出せないようなお話を聞いていました。じゃあ、どこにそこは話を持っていけばいいんですかと聞いたところ、それはとにかく県に持って行ってくださいというようなお話は、アドバイスはいただきました。

今まで、例えばこういった形で、あそこの白幡橋のところで、何度か質問が出ている、前議員さんの方や先輩の議員さんの方から出ている質問の中で、県にその辺を何度か問合せしたような状況はあったのでしょうか。その辺、ちょっと確認したかったのですが。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） 数年前、いつかは忘れましたが、佐々木裕子議員から、下名生側、逆方向への横断歩道の設置等のご質問はございました。その際も全く同じ回答でございまして、なかなか厳しい、難しい問題があるので、難しいという回答だったと。警察はなかなか私たちの思いどおりにはならないんですが、やっぱり基準というものがあるのでね、それは致し方ないというふうに佐々木裕子議員にも答えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 例えば、ここを横断歩道という形じゃなくて、たしか前年度にも施工している、例えば槻木中学校の近くの交差点にちょうどカラー舗装というのをやっているのがあると思うんですが、ああいった形で、横断歩道ではなくてグリーンベルトというか、そういった緑のカラー舗装をやるような形でちょっと検討の余地はないものなのか、その辺確認したいです。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 横断歩道以外の安全対策につきましては、大河原警察署との協議の中で、信号機のある交差点、こちらについては、路面標示は、またカラー舗装は、

基本的に設置は認められないとの回答をもらっております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） そうすると、この白幡橋については、手の施しようがないという状況でよろしいのでしょうか。正直言いまして、何かちょっと、ここで無理ならじゃあどうしようかという一案を、今後ちょっと執行部としても考えていただけないかなと思います。

今まで、あの場所自体も何度か事故があったり、まあ、大きな事故はそんなにはないんですが、やはり町民の歩行の安全性と、あとはやはり健康づくりに、結構、槻木の住民の方というのは土手をジョギングやウォーキングする方が非常に結構多いんですね。その辺のところでも、そういったウォーキングをやっているクラブの高齢の方や年配の方が通るときに非常にちょっと障害になっているというお話を大分住民の方々から聞いているような状況にありますので、そこを何とか、今後どうやったらできるかというのをちょっと執行部の方に考えてもらいたいと思います。

まあ、今ここで、できるできないと言っても始まらないので、その辺のところを私のほうから、住民をはじめお願いという形で、この横断歩道の件については、今後検討していただけるようお願いをいたします。

私のほうとしては、これで一般質問を終了させていただきます。以上です。

○議長（平間奈緒美君） これにて5番平間康弘君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

9月7日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時38分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月4日

議 長 石 森 靖 明

署名議員 10番 平 間 幸 弘

署名議員 11番 桜 場 政 行